

サラリーマンや年金受給者を対象とした

税理士会による 確定申告無料相談

開設期間 2月1日(金)～2月15日(金)
※土・日・祝日は除く
開設場所 熊本東税務署 3階
受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時
ぜひご利用ください。

町の申告相談日について

会場 役場3階大会議室
期間 2月中旬から3月中旬
※詳細につきましては、1月下旬に全世帯に対し配布します
「日程表」をご覧ください。



問い合わせ先

所得税……………熊本東税務署
☎ 369-5566 (自動音声案内)
国税庁HP ……<http://www.nta.go.jp/>
個人住民税……役場税務課 住民税係
☎ 286-3111 内線 355・141・142



確定申告が 始まります

確定申告不要の年金所得者も 住民税申告は必要です

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告が不要になりました。しかし、住民税においては、申告不要制度はありませんので、確定申告不要に該当する場合でも、住民税申告が必要となります。

なお、医療費控除等による所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。

生命保険料控除制度が改正されました

平成24年分の確定申告から、生命保険料控除(一般生命保険料・個人年金保険料)に介護医療保険料控除が新設されました。また、平成24年1月1日以降に契約した生命保険の控除限度額も次のとおり変更となりました。保険料ごとに50,000円から40,000円(住民税は35,000円から28,000円)、合計控除額が100,000円から120,000円(住民税は変更なく70,000円)。なお、平成23年12月31日以前の契約は従来どおり変更はありません。

介護保険

介護保険の要介護認定を受けている人は 「障害者控除」が受けられます

町では、要介護認定を受けている65歳以上の人が、所得税、町県民税の申告をされる場合、障害者控除を受けることができます。要介護認定を受けている人に「障害者控除対象者認定書」を1月下旬にお送りします。

申告をするときに、この認定書を添付すると、本人またはその扶養義務者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

※本人および扶養義務者の住民税が非課税で申告の必要がない人は、この認定書は必要ありません。なお、身体障害者手帳などを持つ人もこの認定書は必要ありませんが、次のいずれかに該当する人で要介護4・5の人は特別障害者控除を受けることができます。

1. 身体障害者手帳(3～6級)に該当する人
2. 知的障害者療育手帳(B1・B2)に該当する人

	障害者控除認定対象者
対象者	要介護認定者(65歳以上)
判定の基準日	平成24年12月31日または資格喪失日現在
判定の基準	『障害者』に認定される人……………要介護1・2・3の人 『特別障害者』に認定される人……………要介護4・5の人

※「要支援認定者」は対象者になりません。

問い合わせ先
役場いきいき長寿課 介護保険係
☎ 286-3111 内線 132・133